

## 都市整備部の「運営方針と目標」（平成 23 年度）

都市整備部長兼都市整備部調整担当部長 大石田 久宗  
都市整備部技監兼広域まちづくり等担当部長 福島 照雄

### 1 部の使命・目標に関する認識

#### 部の使命・目標

・「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。

・緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。

・公共施設の効率的な維持・保全・活用を図り、都市再生に向けた推進体制の整備を進めます。公共施設のデータベースシステムをもとに、施設保全情報の一元的管理を行います。

・下水道施設の更新と広域的な視点からの再構築を図るとともに、合流式下水道の改善、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化、都市型水害対策の促進を図ります。

#### 各課の役割

都市整備部は、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、下水道課、緑と公園課の6課で構成され、「人間のあすへのまち」の実現を目指し、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画、再開発及び住宅政策、②公共施設の一元管理、③道路、橋りょう等及び都市交通、交通安全対策、④建築基準行政、⑤下水道、⑥緑化及び公園などの推進及び整備を行っています。

### 2 部の経営資源（平成 23 年 4 月 1 日現在）

#### ①職員数

##### 職員数

都市整備部職員 118 人

職員比率（正規職員）都市整備部 118 人 / 市職員 1,040 人 職員比率 約 11.3%

#### ②予算規模

##### 予算規模

平成22年度都市整備部予算額

一般会計 3,114,618,000 円

下水道事業特別会計 2,579,797,000 円

### 3 部の実施方針及び個別事業の目標等

#### 実施方針

・緑と水の公園都市を目指す事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて、緑と水の基本計画（第2次緑と水の回遊ルー

ト整備計画)に基づき、大沢の里整備事業を始め、公園緑地等の公有地化や整備の促進、公園が安全で安心して遊べる空間となるような改修事業等を進めます。また、市民との協働の取り組みを引き続き推進するため、平成 21 年度にパートナーシップ協定を締結した NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と役割を分担しつつ、連携を図りながらガーデニングフェスタの開催、市民との協働によるモデル花壇づくりや花と緑の広場の運営を行います。こうした取り組みを通して、緑と水の豊かな都市環境の創出に取り組みます。

#### ・まちづくり 3 計画の策定

「緑と水の公園都市」を実現するため、都市再生、防災の強化、緑と水等地域資源の維持・保全・活用、環境への配慮等を基本に、まちづくりに関する土地利用総合計画 2022 (仮称)、緑と水の基本計画 2022 (仮称) 及び三鷹風景・景観づくり計画 2022 (仮称) (以下「まちづくり 3 計画」という。) の策定に取り組みます。

まちづくり 3 計画については、上位計画となる第 4 次基本計画と整合を図ることを基本に、平成 22 年度に実施した「まち歩き・ワークショップ」でいただいた市民意見を反映するとともに所管する委員会やパブリックコメント等の意見を聴きながら策定を行います。

#### ・都市計画道路等の整備及びバリアフリー化の推進

都市計画道路の整備としては、引き続き三鷹都市計画道路 3・4・13 号の用地買収に取り組むほか、「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用して三鷹都市計画道路 3・4・7 号の八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約 235m について、事業を推進します。

バリアフリー化の推進に向けては、バリアフリーのまちづくり基本構想 2022 (仮称) の策定に取り組み、道路をはじめとしたバリアフリー化事業に積極的に取り組みます。

また、安全なみちづくりの観点から、市民参加によるみちづくり・まちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援しつつ、協働の取り組みを推進します。

#### ・東京外かく環状道路計画

東京外かく環状道路事業は、国の事業の進め方について不明確な部分が多い状況にあります。市は、三鷹地区検討会等で提起された課題について、国・東京都が策定した「対応の方針」が、事業化後の各段階において確実に実行されるよう、国・東京都に対し強く要請します。

また、本市へ与える影響と対策については、多岐にわたる検討課題について、助言者会議等の意見を聴きながら、慎重に調査・検討を行うとともに、市民参加による蓋かけ上部の利活用の検討など市民及び関係機関の協働によるまちづくりを積み上げ、地域の特性を活かした創造的なまちづくりの展開を図ります。

#### ・三鷹駅前再開発事業の推進

三鷹駅前地区再開発基本計画に基づき、「安全と安心のまちづくり」「都市の活性化」「良好な市街地の形成」「まちの個性の創出」という 4 つの基本的な視点に加え、「バリアフリーのまちづくり」や、「協働のまちづくりの視点」を加味して積極的に取り組みます。

今後、三鷹駅南口の拠点となる「三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業」等について、三鷹駅周辺の文化の拠点、賑わいの拠点となる集客施設など都市型産業の集積、駐車場・駐輪場の確保等を考慮し、事業化に向け支援を行います。

#### ・都市交通環境の整備

地域公共交通総合連携計画 2022（仮称）については、地域公共交通活性化協議会において協議を行い、策定に取り組みます。バス交通については、コミュニティバス事業基本方針に基づき、新川・中原ルートの新規運行に向けて取り組むとともに、既存路線についても見直しを進め、市域全体の交通利便性の向上に向けて、みたかバスネットの推進を図ります。明星学園ルートについては、環境にやさしい電気バスの導入を進めます。

また、鉄道駅周辺の放置自転車対策として、駐輪場を拡充するため市有地の立体的活用や民有地の有効活用を図るとともに、放置自転車の撤去方法の見直し等により、交通環境の改善を推進します。さらに、自転車に関する事故が増加していることから、三鷹警察署と連携して自転車の安全利用や交通ルール・マナーの周知に関する啓発活動等の取り組みを推進します。

#### ・下水道事業の推進

合流式下水道改善計画に基づき、引き続き雨天時の越流水による河川の汚濁防止対策に取り組むとともに、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道等への編入協議を進めます。また、集中豪雨による「都市型水害」に対応するため雨水管等の整備を推進するとともに、平成 20 年度に策定した下水道再生計画（下水道地震対策整備計画）に基づき、下水道施設の耐震化を行い、広く市民の安全安心の生活環境の確保に努めます。

#### ・建築基準行政の推進

市民の生活基盤である建築物の建築基準法令等の遵守は、安全で安心なまちづくりの根幹となるものです。このため、庁内関係部課はもとより警察及び消防等関係機関と積極的に連携し、建築物の安全性確保の取り組みを推進します。

#### ・公共施設ファシリティ・マネジメントの推進

市の重要な経営資源である公共施設を効率的に整備し、有効に利活用していく「ファシリティ・マネジメント」の推進を図り、施設機能の維持・保全と質的向上を計画的に進めます。施設の長寿命化やライフサイクルコストの適正化を図りながら、施設サービスの向上や資産利活用の適正化に向けて取り組みます。

また、平成 21 年 8 月に定めた新地方公会計制度における固定資産台帳整備指針に基づき、市が保有する資産の正確な把握及び適正な評価に取り組むとともに、固定資産台帳の整備に向けて計画的に対応します。

#### 個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

##### 1 まちづくり 3 計画（土地利用総合計画 2022（仮称）、緑と水の基本計画 2022（仮称）、三鷹風景・景観づくり計画 2022（仮称））の策定

（まちづくり推進課・緑と公園課）〈「施政方針」掲載事業〉

##### 土地利用総合計画 2022（仮称）の策定

土地利用総合計画は、三鷹市の将来像とその実現のため、土地利用を基本とした施策を示すものです。策定にあたり、新たな視点として、東京外かく環状道路建設に伴う地域の将来像や、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備などの都市の更新への対応や都市づくりの拠点の整備とその見直し等について検証します。

さらに、都市計画道路等都市施設及び用途地域の見直し、東京外かく環状道路

周辺のまちづくり、緑地の創出・保全等についても研究を進め、土地利用総合計画 2022（仮称）を策定します。

（目標指標：土地利用総合計画 2022（仮称）を策定します。）

#### 三鷹風景・景観づくり計画 2022（仮称）の策定

三鷹市にふさわしい、地域特性を活かした風景の創出を図るため、東京都から景観行政団体に移行し、景観法に基づく景観計画として三鷹風景・景観づくり計画 2022（仮称）を策定します。策定にあたっては、「まち歩き・ワークショップ」における市民意見や市制施行 60 周年記念事業として実施した「三鷹風景百選」の取り組みなどを反映させることに加えて、まちづくり条例の環境配慮制度とも連携し、三鷹らしい風景・景観づくりの実現を目指します。

また、あわせて計画に基づく条例として、「三鷹風景・景観づくり条例（仮称）」の制定に取り組みます。

（目標指標：三鷹風景・景観づくり計画 2022（仮称）を策定します。）

#### 緑と水の基本計画 2022（仮称）の策定

市内に残された貴重な緑や水、ふるさと資源等を活かしながら、緑と水の公園都市のまちづくりを一層推進するため、安全性や利便性、快適性等を視点に、より実践的な計画となるための見直しを行います。策定にあたっては、緑の現況調査や三鷹風景・景観づくり計画 2022（仮称）の基礎調査等を踏まえ、現計画の事業進捗、関連計画、社会情勢等から課題等を整理するとともに、平成 22 年度に実施した「まち歩き・ワークショップ」での地域課題や課題解決のためのアイデア等の提案を反映します。また、策定における基本的な考え方や方向性については、第 4 次基本計画を始めとする関連計画と調整を図りながら策定作業に取り組みます。

（目標指標：緑と水の基本計画 2022（仮称）を策定します。）

### 2 公共施設維持・保全計画 2022（仮称）の策定に向けた取り組み（公共施設課）

〈「施政方針」掲載事業〉

公共施設の効率的な維持・保全・活用に向けた取り組みとして、公共施設データベースシステムの分析・評価、既存施設の劣化状況等の現状・問題点を把握し、主要施設に係る中・長期的な対応策、改修等の実施時期、維持保全コスト等の検討を行って、公共施設維持・保全計画 2022（仮称）を策定します。財政計画、施設改修の優先度等を勘案し、特に、計画期間である 12 年のうち、4 年間の計画に重点を置いた第一次計画を策定します。

また、公共施設の各種図面の電子データ化をより一層進めるとともに、公共施設の情報を一元的に管理する公共施設データベースシステムの整備を継続し、ファシリティ・マネジメントを推進します。

（目標指標：公共施設維持・保全計画 2022（仮称）を策定します。）

### 3 バリアフリーのまちづくり基本構想 2022（仮称）の策定（まちづくり推進課）

〈「施政方針」掲載事業〉

バリアフリーのまちづくり基本構想は、平成 12 年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、駅とその周辺の道路等を一体的にバリアフリー化するための仕組みとして、平成 15 年 10 月に策定したものです。策定以降、市のバリアフリーのまちづくりの推進の役割を果たしてきており、一定の成果を上げています。今年度は、現構想の基本的な部分を継承し、法改正など新たな内容を盛り込んだ基本構想をバリアフリーのまちづくり推進協議会で検討を進め、策定に向け取り組

みます。

(目標指標：バリアフリーのまちづくり基本構想 2022 (仮称) を策定します。)

4 みたかバスネットの推進及び地域公共交通総合連携計画 2022 (仮称) 策定に向けた取り組み (道路交通課) <「施政方針」掲載事業>

コミュニティバス事業基本方針に基づき、新川・中原ルートの新規運行や既存路線の見直しについて、地域住民の要望を聴きながら、みたかバスネットの推進を図ります。明星学園ルートについては、環境にやさしい電気バスの導入を進めます。

また、地域公共交通活性化協議会において、平成 22 年度に実施した公共交通等に関するアンケート調査の結果を踏まえ、地域公共交通総合連携計画 2022 (仮称) の策定に向けて取り組みを行い、都市交通環境の充実を図ります。

(目標指標：地域公共交通総合連携計画 2022 (仮称) を策定します。)

5 駐輪場整備基本方針の策定と推進 (道路交通課)

駐輪場の管理運営のあり方や公平で適正な受益者負担について検討を進め、駐輪場整備基本方針を策定します。その方針に基づき、三鷹市自転車等の放置防止に関する条例の改正を検討し、総合的な駐輪場対策を推進します。

(目標指標：駐輪場整備基本方針を策定し、総合的な駐輪場対策の推進に取り組みます。)

6 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の支援 (まちづくり推進課)

<「施政方針」掲載事業>

UR 都市機構との連携を強化し、三鷹駅南口中央通り東地区 (三鷹センター周辺・文化劇場跡地) の再開発事業が、三鷹駅前を象徴する地区の活性化の拠点施設となるよう、コンセプトを確立する等の検討を進め、地元の合意形成の支援及び市街地再開発事業に向けた検討を進めます。

また、都市計画手続きについては、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討します。

(目標指標：高度利用地区・市街地再開発事業等の都市計画素案を作成します。)

7 三鷹台駅前周辺のまちづくりの推進 (まちづくり推進課・道路交通課)

<「施政方針」掲載事業>

三鷹都市計画道路 3・4・10 号 (三鷹台駅前通り) については、地域住民や地権者の意向を踏まえ、計画幅員等の都市計画変更手続きに向けて、引き続き東京都と協議を行います。また、都市計画変更に向けた取り組みとして、道路線形や駅前広場のあり方等について詳細なシミュレーション等を行い、関係地権者や地元住民等の意見を聴きながら、まちづくり条例の規定に基づく「地区整備方針」を策定します。地域のまちづくり活動については、引き続き、株式会社まちづくり三鷹とともに支援を行います。

また、三鷹台まちづくり協議会からの「三鷹台駅前通りへの歩道設置に係る緊急提言」を受け、早急な事業実施の必要性がある三鷹台駅周辺区域 (三鷹台駅前交番～立教女学院区間、延長約 232m) について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行います。

(目標指標：まちづくり推進地区整備方針を策定し、用地取得 66 m<sup>2</sup> (全体取得面積の 12.8%) 及び電線共同溝の予備設計を行います。)

8 連雀通りの整備の推進（まちづくり推進課）〈「施政方針」掲載事業〉

平成 21 年 4 月に東京都と「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」の協定を結び、八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間、約 235m について、慢性的な渋滞の解消や拡幅による歩行空間を確保するための事業に着手しました。平成 23 年度は、用地買収に取り組みます。

また、本事業にあわせて、東京都が本区間の東側から狐久保交差点付近までの間について街路事業の事業認可に向けた取り組みを行っていることから、東京都と調整・連携を図りながら、事業を進めます。「連雀通り商店街地区」については、東京都が施行する街路事業と一体的に、「まちづくり推進地区整備方針」に基づくまちづくりが推進できるよう、東京都と協議を進めます。

（目標指標：用地買収約 400 ㎡を目指します。）

※ みちづくり・まちづくりパートナー事業とは、市が都から委託を受け、測量、用地買収を行い、整備を自費工事として実施するものです。

9 東京外かく環状道路に関する調査・検討（まちづくり推進課）

〈「施政方針」掲載事業〉

東京外かく環状道路事業は、国の事業の進め方について不明確な部分が多い状況にあります。市は、三鷹地区検討会等で市民から提起された課題に対し、国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実行されるよう、国・東京都に強く要請します。

ジャンクション周辺地域のまちづくりについては、今後取り組む市民参加による蓋かけ上部の利活用等の検討準備を行うとともに、周辺都市計画道路の事業化に向けた調整等について関係機関と協議を進めるなど、市民及び関係機関の協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組みます。

また、多岐にわたる課題について、柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討を行うとともに、農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナーシップ協定」に基づき代替農地の維持管理に係る実証実験を行うなど、市民生活への影響に関すること等を三鷹市独自の視点から検証します。

（目標指標：地域環境への保全対策を国及び東京都に要請するとともに、ジャンクション周辺地域のまちづくりと連携したみちづくりについて調査・検討を行います。）

10 特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の促進

（まちづくり推進課、建築指導課）

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊により幹線道路が分断され、緊急車両の通行が妨げられて、被害が拡大しました。

緊急輸送道路は震災時の救急救命活動及び物資輸送などの支援活動の生命線となり、復旧・復興の大動脈として重要な役割を果たします。

このため、東京都は平成 23 年 3 月に特定緊急輸送道路沿道建築物に耐震化状況の報告と耐震診断を義務付ける「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を策定しました（耐震診断の義務付け施行は平成 24 年 4 月の予定）。この条例に基づき平成 23 年 6 月を目途に「三鷹通り」と「東八道路」が特定緊急輸送道路に指定される予定です。このため、市としても、平成 20 年 3 月に策定した三鷹市耐震改修促進計画に位置づけられたこれらの道路沿道の建築物所有者に対して、耐震診断等が実施されるよう促し、都と連携し調整を図りながら耐震化を促進します。

（目標指標：特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進します。）

- 11 都市農地保全条例（仮称）の制定に向けた検討（緑と公園課・生活経済課）  
農地の潤いのある景観や緑と水の提供、安全で新鮮な農作物の提供、災害時の防災拠点、環境教育等、多面的で公益的な都市農地を守るため、効果のある農地保全の仕組みについて検討を行います。  
検討にあたっては、農業興計画、緑と水の基本計画等の各計画との連携・整合を図り、まちづくりと連動した都市農地の保全・活用施策を進める三鷹市独自の条例等の制定に向けた検討を進めるとともに、現在の財政状況等を踏まえ、都市農業の現状と課題を整理し、相続発生等を念頭においた体系的で計画的な都市農地保全条例（仮称）制定のための研究を行います。  
（目標指標：関係部署等をメンバーとした検討会を設置し、都市農地保全条例（仮称）の制定に向けた検討を行います。）
- 12 花と緑のまちづくりの推進（緑と公園課）  
特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会が行うイベントや講座、人材の育成事業、緑の保全・緑化推進事業等への支援を行います。また、ガーデニングフェスタの開催、街かどの花壇づくり、公園緑地を活用したコミュニティガーデンの整備、ふれあいの里のイベントを同協会に委託し、実施します。  
（目標指標：花と緑のまち三鷹創造協会が行う事業の円滑な運営を支援します。）
- 13 災害に強い下水道の整備の推進（下水道課）〈「施政方針」掲載事業〉  
集中豪雨による「都市型水害」に対応するため、緊急対策を要する中原地区において雨水管等の整備を行うとともに、新川地区の貯留管等の整備工事を行います。また、平成 22 年度に引き続き、浸水被害が発生する恐れがある地域を中心に、道路雨水貯留浸透施設の設置を行います。  
また、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、下水道施設を含むライフラインが大きな被害を受けたことから下水道地震対策整備の重要性を認識したところです。震災時にも継続して使用可能な下水道施設を目指して、平成 20 年度に策定した下水道再生計画（下水道地震対策整備計画）に基づき、地域防災計画に位置づけられた防災拠点に関連する周辺の下水道施設の耐震化を推進します。  
平成 23 年度は、平成 22 年度に行った実施設計に基づき、防災拠点に関連した下水道施設の耐震化を行うとともに、平成 24 年度の実施設計を行います。  
（目標指標：雨水管等の整備 380m、貯留管等整備工事 82m、道路雨水貯留浸透施設の設置 178m、防災拠点に関連した下水道施設の耐震化の整備及び平成 24 年度の実施設計を行います。）